

ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可の簡素化について

1. 背景

0.3%の重量超過車両が道路橋に与える影響は全交通の約9割を占め、道路を劣化させる主要因となっています。

このため、これまで実施してきた大型車の適正通行を促進する取組に加え、適正利用者に対しては、効率的な輸送にも資する取組として、ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可の簡素化を行うこととし、所要の通達の規定を整備します。

2. 制度概要

当該車両の道路法第47条の2第1項に規定する特殊車両通行許可申請に対して、業務支援型 ETC2.0 車載器（特殊用途用 GPS 付き発話型車載器）を装着し、かつ事前に利用規約等に同意して、当該車両の車両情報や車載器に関する情報を登録した車両^注は、同法第47条の3第1項に規定する限度超過車両の通行を誘導すべき道路（大型車誘導区間）における経路選択を原則自由とする許可を与えます。

注）車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和36年9月25日 建設省令第28号）第7条で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に限ります。

また、当該車両が道路法に違反して通行している場合を除き、許可更新時の手続きを自動化（申請書を自動作成し、申請者からの同意をもって更新申請される）します。

3. 今後のスケジュール（予定）

平成28年1月制度開始予定